

17. まちづくり支援制度

17. まちづくり支援制度

1. 補助金制度

(1) 国庫補助金

まちづくりに関する国庫補助金については、「参考 まちづくりに関する補助金」(P222～)で紹介しています。

2. 多様な産業の受け皿づくり支援制度

(1) 基本方針の策定について

経済活動の基盤となる広域的な幹線道路ネットワークの充実・強化が進み、企業の本県への立地ニーズが堅調に推移する一方で、県内の企業誘致の受け皿となる産業用地のストックが減少傾向にあり、新たな産業用地の確保が課題となっています。

インターチェンジ周辺地域や成田空港周辺地域等において、市町村と連携し多様な産業や施設の誘致のための受け皿づくりを進め、本県の発展と地域の振興に寄与することを目的として、千葉県は令和2年9月に『高速道路イン

ターチェンジ等を生かした多様な産業の受け皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進に係る基本方針』を策定・公表しました。

(2) 基本的な進め方

基本方針において多様な産業の受け皿づくりは、市町村と県が連携・協力し、①産業立地促進地区候補地の抽出、事業化の可能性の検証、②産業立地促進地区の選定、開発計画の策定、③産業立地促進地区の指定、開発計画の公表、④開発計画の事業化の4つのステージにより段階的に進めるものとしています。

(3) 県による市町村支援

県は、「ワンストップ相談窓口」、「受け皿づくり支援チーム」、「県庁内調整会議」を設置し「産業立地促進地区」の選定や事業化の可能性の検証等、市町村が行う開発計画策定の取り組みに対して各段階に応じて、市町村の取り組みを支援します。

高速道路インターチェンジ等を生かした多様な産業の受け皿づくりを進めるための計画的な土地利用の促進に係る基本方針について

令和2年9月策定

1. 背景と目的

(1) 背景

- ・高速道路等の整備の進展、成田空港の更なる機能強化
- ・高まる企業の立地ニーズ、不足している工業系の産業団地
- ・立地条件や地場産業等の地域資源を生かした新たな産業立地の重要性

(2) 目的

- ・高速道路網等の整備効果や地域資源等を生かし、多様な産業の誘致による地域の振興と本県の発展に寄与することを目的とする。
- ・県、市町村の連携のもと、多様な産業や施設の誘致のための受け皿づくりを進めるための土地利用の促進に係る基本的な方針を定める。

2. 産業の受け皿づくりを進めるための土地利用の基本的な考え方

(1) 計画的な土地利用の促進

- ・個別規制法との適切な調整の下、計画的で秩序ある土地利用を図り、良好な開発を誘導する。

(2) 多様な産業の立地促進

- ・製造、物流、農林水産、観光、医療・福祉関連施設など、多様な産業の受け皿づくりを進めるための土地利用を促進する。

(3) 周辺環境・景観と調和した土地利用の促進

- ・自然環境・景観及び周辺地域の生活環境を保全するため、これらと調和し、良好な景観を有した緑豊かな土地利用を促進する。

(4) 市町村と県の緊密な連携による取り組み

- ・市町村と県は、緊密な連携と適切な役割分担の下、地域の立地条件と資源を生かした多様な産業の立地に向けた土地利用を促進する。

(5) 民間活力の導入

- ・官民の連携により効率的かつスピード感のある開発を促進する。

3. 産業の受け皿づくりに向けた基本的な進め方

(1) 基本的な進め方

- ・4つのステージ（右ページ参照）により段階的に進める。

(2) 市町村による産業立地促進地区の選定と開発計画の策定

- ・市町村は、地域の特性等を十分に踏まえ、主体的に「産業立地促進地区」候補地を選定し、開発計画を策定する。

(3) 県による市町村の開発計画策定に対する支援

- ・ワンストップ相談窓口、受け皿づくり支援チーム、県庁内調整会議を設置し助言等の支援を行う。

(4) 県による産業立地促進地区の指定と事業化支援

- ・産業の受け皿づくり促進会議を設置し、計画の妥当性などを確認し、産業立地促進地区を指定する。あわせて開発計画を公表することで、企業へのPRを図る。

※ 本基本方針による支援とともに、企業立地課が運用する公共インフラ整備への補助などの支援制度である「新たな産業用地の確保施策」等も活用し、産業の受け皿づくりを円滑に進める。

4. 事業化に向けた各ステージにおける県と市町村の役割分担

第1ステージ 産業立地促進地区候補地の抽出、事業化の可能性の検証

《市町村》 産業立地促進地区候補地の抽出、事業化の可能性の検証

- ・上位計画等への位置付け
- ・産業立地促進地区候補地の抽出
- ・事業化の可能性に関する検証
- ・個別規制法等に係る関係機関との事前調整
- ・アクセス道路等のインフラ整備計画の検討

《県》 市町村への助言と支援

- ・「ワンストップ相談窓口」の設置による相談窓口の一本化
- ・「受け皿づくり支援チーム」による市町村への支援
- ・「新たな産業用地の確保施策」による可能性調査への補助(工場、研究所等)

第2ステージ 産業立地促進地区の選定、開発計画の策定

《市町村》 産業立地促進地区の選定、開発計画の策定

- ・事業化の可能性の高い地区を産業立地促進地区として選定
- ・開発の目的、土地利用規制、事業手法、事業採算性等の整理し開発計画を策定

《県》 市町村の開発計画案に関する県庁内調整

- ・「受け皿づくり支援チーム」による開発計画案作成に向けた支援
- ・「県庁内調整会議」による開発計画案の課題抽出や助言

第3ステージ 産業立地促進地区の指定、開発計画の公表

《県》 産業立地促進地区の指定、開発計画の公表

- ・産業の受け皿づくり促進会議を開催し、開発計画の妥当性及び事業の実現性について確認し、「産業立地促進地区」の指定を行い、開発計画を公表する。

「産業の受け皿づくり促進会議」の開催
計画の妥当性と事業の実現性の確認

産業立地促進地区の指定、開発計画の公表

第4ステージ 開発計画の事業化

《市町村》 開発事業化に向けた手続き

- ・個別規制法等に係る関係機関との法定協議及び手続き
- ・開発行為・土地面整理事業等に係る手続き
- ・企業立地に関する支援

《県》 開発事業化に向けた助言と支援

- ・「受け皿づくり支援チーム」による市町村への支援
- ・「新たな産業用地の確保施策」によるインフラ整備に係る補助（工場、研究所等）



17. まちづくり支援制度

3. 地域未来投資促進法に基づく支援体系

都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、計画に従って事業を実施する場合、様々な支援措置が受けられます。

(1) 税制による支援措置

ア 地域未来投資促進税制

・ 地域経済牽引事業に従って建物・機械等の設備投資を行う場合、法人税等の優遇を受けることができる。

イ 固定資産税・不動産取得税の課税免除等

・ 各都道府県・市町村の条例により、土地・建物等について、固定資産税・不動産取得税の課税免除等を受けられる場合がある。

(2) 金融による支援措置

ア 日本政策金融公庫からの融資

・ 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、固定金利での貸付けを受けることができる。

イ 日本政策金融公庫による海外展開支援

・ 海外事業展開について、海外子会社への直接貸付けや信用状の発行を受けることができる。

ウ その他

・ 信用保証協会による債務保証
・ 中小企業投資育成株式会社からの出資
・ 食品等流通合理化促進機構による債務保証・資金のあっせん

(3) 規制の特例措置等

ア 工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和

イ 農地転用許可等の手続きに関する配慮

ウ 市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮

エ その他

地域団体商標の登録に関する特例措置等

(4) 予算による支援措置

各種予算事業等による加点措置・優遇措置等

4. 企業立地優遇制度

都道府県及び市町村では、地域経済の活性化及び雇用の確保などを促進するため、立地する企業等に対して、資金面の優遇制度を設けています。

(1) 進出企業に対する融資(県)

企業立地促進資金

(2) 進出企業に対する税制優遇

過疎地域及び半島振興地域において、

- ① 国税に係る割増償却
 - ② 県税の優遇措置
 - ③ 市町村税の不均一課税
- の税制(優遇)措置を設けている。

(3) 進出企業および市町村に対する助成(千葉県立地企業補助金)

ア 建物に係る不動産取得税や賃借料等に対する助成(企業向け支援)

<種目>

- ・ 大規模投資企業立地
- ・ 本社立地
- ・ 研究所立地
- ・ 工場立地
- ・ がんばる市町村連携
- ・ 賃借型企業立地
- ・ 競争力強化(再投資支援)
- ・ マイレージ型(累積投資型)
- ・ 雇用創出支援

イ 調査費や整備費に対する助成(市町村向け支援)

<種目>

- ・ 産業用地整備(可能性調査)
- ・ 産業用地整備(公共インフラ整備)
- ・ 空き公共施設整備

